

## 新型コロナウイルス（変異株 B.1.617）に係る注意事項

2021年5月21日

経済産業省 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課  
一般社団法人 Medical Excellence JAPAN

変異株 B.1.617 指定国・地域に該当する国・地域について、政府から以下の発表がありました。

[https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku\\_20210519\\_01.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku_20210519_01.pdf)

以下に該当する地域については、当面は両国間の渡航が困難であることを前提に、令和3年度ヘルスケア産業国際展開推進事業へのご応募をお願いいたします。（ご応募にあたって、今年度中に収束及び渡航中止要請等が緩和した場合における渡航計画を出すことは可能ですが、本措置が年度末まで継続する可能性も踏まえて、実現性の高い計画の提案をお願いいたします。）

水際対策強化に係る新たな措置（13）の1及び2に基づく措置の対象国・地域：  
インド、パキスタン、ネパール、モルディブ、バングラデシュ、スリランカ